

平成28年度 会務・事業報告

【会務の総括】

平成28年度の本会執行部は、会長以下、副会長4名、理事12名の総勢17名の役員体制により会務に取り組んできましたが、各役員が自らのポジションを自覚して活動したこと、本会からの委嘱を受け委員に就任していただいた各種委員会の委員の皆様が、委員としての職務に精励して下さったこと、更には、会員の皆様のご協力により、概ね所期の事業計画に沿う本会事業が執行できたものと考えます。

会計面では、本会業務の合理化と経費削減に務めた結果、年度当初の予算の範囲内で会務運営ができたものと考えます。ご承知のとおり、証紙会計を廃止した現在は、固定会費のみによって本会運営を行なっており、「見込まれる収入」と言った面では安定運営が可能ではあるとは言える訳ですが、本年度も新入会員数より退会者数の方が多く、中・長期的な問題として、会員数の減少に伴う収入の減少と会務運営を如何に整合させるか、という問題にも対応していく必要もあるものと考えるところです。

前期における新しい動きとしましては、昨年の総会において、その創設をご承認いただきました社会事業部を創設し、対外的な社会貢献活動や各種渉外活動の窓口としてその活動を開始しました。

具体的には、昨年3月に弁護士会、司法書士会及び税理士会他関係士業とともに当会も加入している長野県災害支援活動士業連絡会と長野県との間で「災害時における相談業務の支援に関する協定」が締結されたことを受けて、災害時の相談会の開催に係るのマニュアル策定等の検討を進めてゆくこととなりますが、対外的な社会貢献活動の一環として社会事業部において対応しております。

また、社会事業部の創設早々に、弁護士会と司法書士会から研修会開催に際して講師派遣の要請があり、社会事業部において対応し、二つの研修会に講師を派遣しております。

更に、空き家対策特別措置法の制定を受けて、今後、多くの市町村において空き家対策協議会を発足されることが想定されます。この空き家対策事業も社会貢献活動の一環として社会事業部が対応しておりますが、今後、空き家対策協議会を組成しようとする市町村から協議会のメンバーとなる委員の推薦依頼が本会若しくは各支部になされることになると思います。その際には、協議会を組成しようとする市町村の地元の会員の皆さんに委員への就任をお願いすることになるものと思いますので、ご理解とご協力の程、お願いする次第であります。

空き家対策協議会のメンバーとなった後に、土地家屋調査士という資格者としてこの空き家問題とどのように関わってゆくことになるのか、現時点で明確に視認できている訳ではありませんが、土地家屋調査士が地元の市町村と接点を持ち、良好な関係を築くことは、空き家対策問題に限らず重要なことであると考えるところでありますので、ご理解いただきたく、重ねて

お願いいたします。

もう一つの新しい動きとしましては、一昨年来、長野地方法務局、長野県土地家屋調査士会及び長野県司法書士会の三者による連絡会において、災害時における相談会の開催に関する協定の締結の方向性が確認されておりましたが、この2月28日、長野地方法務局において、三者による災害時における相談会開催に係る協定が調印されました。今後、具体的な実施マニュアル等の策定に進んでゆくことになるものと思います。

【会務の概要と所感】

1. 本会会務の健全な運営と本会事業の充実について

- ① 会員数に会費を乗じたものが収入という面では一定の収入が見込め、所謂、安定運営が可能とは言える訳ですが、会員数の減少に伴う収入減という問題と相対して、本会として対応を求められる事項の増加に伴い、予算も潤沢とは言えない中で効率的な会務運営と予算執行に努めました。
- ② 各事業部の事業内容や委員会の運営方法等の再検討を行ない、時代に即した会務運営を目指しました。(例:事業部会及び所管委員会の会議の同時開催等)
- ③ 昨年まで担当すべき事業部が明確でなかった対外的な社会貢献活動・渉外活動に対応するための社会事業部を創設し、具体的な活動を開始しました。

2. 広報活動の推進について

- ① 土地家屋調査士の認知度アップを図るため、外部へのPR効果の増大を目指して一昨年、本会ホームページをより使い易いものにリニューアルしておりますが、一般市民のみならず、全ての会員に対して常に最新且つ的確な情報を提供できるよう、随時、更新に努めております。
- ② 土地家屋調査士という資格者の存在をアピールするとともに社会に貢献する意味を込めて過年より実施している「土地家屋調査士の行う無料相談会」を継続開催しました。
- ③ 各支部において実施する催事に際して、来場者に配布して土地家屋調査士をアピールするための広報資料をリストアップしました。(本会ホームページ掲載)
- ④ 一般市民に土地家屋調査士をアピールするための広報グッズを作成しました。(本会ホームページ掲載)
- ⑤ 新しい企画を取り入れながら会報を刊行し、調査士業務に係る周知事項や関連諸制度に関する新着情報の広報・伝達を行いました。

3. 研修体制の充実について

- ① 会員のニーズに沿うとともに時代の要請に即した実効的な内容の研修会を企画して実施しました。本年度2回開催した研修会の出席率は、ともに50%を下回っており、出席率を向上させるための工夫も必要とは考えるところです。また、出席率の問題にも直結することですが、研修会等に出席しない会員の固定化の問題があります。何ら

かの有効な対応策が無いかと検討しましたが、現状では個々の会員の自覚に依拠するしかなく、歯がゆく感じているところです。今後は出席率の増加を図るとともに研修会等に出席しない会員の固定化の問題についての対応策の検討も必要と考えます。

- ② 近年の全国的な傾向として、調査士会へ寄せられる苦情は、倫理的な事項に係る内容が増えています。会員が自らの身を守ろうとするなら、研修会等には積極的に参加し、調査士の置かれた現状を了知して頂く必要があると考えます。苦情事案に巻き込まれた場合には、本人は心穏やかでは居られないでしょうし、苦情事案の処理に当たる関係者は多大な時間と労力を費やすこととなります。調査士法第25条（研修の義務）、会則第85条（研修の実施）、同第86条（研修の受講）において、研修を受ける義務が明記されている事の趣旨を会員の皆さんが深く理解されますことを望みます。
- ③ 増加する傾向にある苦情案件に対応して、総務部と業務研修部が連携し、懲戒処分に関する支部研修会を企画し、各支部において実施していただいております。形態として各支部から選任していただいた研修担当者による伝達研修の形を採らせていただきましたが、講師等の人材育成の推進という意味からも、今後とも広く会員に対して研修会の企画・運営への参加を促し、会員の本会に対する帰属意識の高揚を期したいと考えます。
- ④ 目的及び対象者を限定した研修会として、昨年、本会主催の新入会員研修会を受講した会員を対象にした測量実務研修会を実施しました。新入会員が持つ不安を払しょくし、自信を持って業務に取り組めるよう、また、参加した新入会員同志が同期としての仲間意識を持てる機会として、関ブロの新人研修会のような大人数による研修会とは異なった意味で、単位会が行う新入会員向けの研修会の開催は意義があるものと考えます。

尚、今般の測量実務研修会は希望者研修会としての位置付けでもあったため、一般の会員が3名、調査士事務所の現役の補助者が3名、合わせて6名の希望者が同時に受講しております。

4. ADR関係について

- ① 筆界特定制度が制定されて10年余が経過する中、筆界特定制度は一般市民にも浸透しつつあり、一定数の活用もなされています。一方、ADRは平成26年度に当会第1号となる和解契約の締結に至る成果を上げましたが、未だ一般市民にとっては敷居が高いとイメージされているのか、その利用実績は伸び悩んでいるのが実情です。

昨年より、既に本会で組成され活動している「筆特・ADR連携連絡委員会」が法務局との連携協議の窓口となり、筆界特定申請の事前相談における段階で、当該案件が筆界特定を利用すべき案件なのか、あるいは、ADRを利用すべき案件なのかの振り分けを行うことにより、何れかの制度を利用しようとする市民にとっての利便性の向上が期待できるものとして、法務局における筆界特定の事前相談（筆界特定・ADR合同相談会）に土地家屋調査士も同席して、事案の振り分けについて法務局とともに協議するというものですが、今後、土地家屋調査士会と法務局相互の連携を更に深めるための方策を検討することが必要と考えます。

5. 対外的な活動について

- ① 長野地方法務局、長野県土地家屋調査士会及び長野県司法書士会による三者連絡会を昨年度に引き続き開催しましたが、相続登記の放置に端を発する管理者不明地・空き家の問題等、登記行政に係る諸課題について三者が共通認識を持ち、相互理解を深めることを目指すとともに、会員の日常業務及び登記行政の円滑化に寄与すべく協議しました。
- ② 本年2月に、長野県弁護士会におけるADRセンター立上げに伴い、弁護士会から本会に対して調停に関与する専門委員の選任の依頼が寄せられております。本会ADRセンターにおいては、既に弁護士と共働しているところではありますが、弁護士ADRセンターにおいて、土地家屋調査士が専門委員として調停に関与するということになり、土地家屋調査士が弁護士とともに活動する機会が増え、土地家屋調査士の認知度のアップにもつながることになりますが、今後、更に弁護士会との協調・連携が深まることを期待します。
- ③ 平成27年に、本会を含む静岡県土地家屋調査士会、新潟県土地家屋調査士会、山梨県土地家屋調査士会の4単位会により災害時における支援協定を締結していますが、昨年9月に当該協定を締結したⅧ系原点のある南佐久郡南牧村において「Ⅷ系防災会議」が開催され、本会からは会長はじめ、総務部及び災害対策委員会の関係者が出席し、各会の防災に係る取組みや実情について情報交換を行いました。
- ④ 日調連総会、全国会長会議、関プロ総会、関プロ担当者会同等の各種会議に関係役員が出席して、調査士業界を取巻く状況や他の単位会の動向の把握及び情報収集に努めました。